

会報



こだまネット

17号

発行 NPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット

代表 後藤 明宏

事務局 〒180-0013 東京都武蔵野市西久保2-6-5-206

TEL 080-4343-8722 FAX 050-5865-0663

メール musashino.kodamanet@gmail.com

成年後見制度を、いつもかかわっている方に引き付けて考えられるように

社会福祉法人武蔵野千川福祉会理事、
武蔵野市障害者就労支援センター長
山岡 誉

5月の総会にて、新しく理事として承認をいただきました社会福祉法人武蔵野千川福祉会の山岡と申します。

私は日頃、武蔵野市障害者就労支援センターあいるで勤務しており、障害のある方の企業就労支援をしております。現在、あいるには380名ほどの障害のある市民の方にご登録いただいておりますが、そのうち40代以上の中高年齢層の方が半数以上を占めてまいりました。

昨今の障害者雇用の現場では、「福祉から企業へ」という視点だけではなく、ご本人の高齢化にともなう「企業から福祉へ」ということも言われ始めています。今年に入り、知的障害のあるご本人、親御さんが高齢化していく中で、思うように勤務を続けられなくなり、就労継続か退職かいよいよ選択をしなければならないケースがありました。ご本人とは何度も話し合い、その結果、退職を選択されましたが、その意思決定におけるかかわりが本当に良かったのかどうか、今も時折振り返ります。いずれにしましても、就労支援センターにおいても高齢化への対応、親亡きとの意思決定支援に向けた支援について、地域の社会資源と連携を深めなくてはならない状況となりつつあります。

一方、私が所属する武蔵野千川福祉会では、150名ほどの、主に知的障害のある方に通所サービスをご利用いただいている。意思決定支援の重要性が言われるようになってすでに随分と経ちますが、その具体的な支援の方法は今なお模索している状況です。

今後、こだまネットの理事としてかかわらせていただくことを通じて、私を含めた法人職員にも成年後見制度についての理解促進をすすめていきたいと思います。

勉強させていただきます。何卒宜しくお願ひいたします。

こだまネット
基本理念

- 1、常に『ご本人』を中心に考え、『ご本人』に寄り添う姿勢を大切にします。
- 2、『ご本人』もその家族も安心して地域で暮らし続けるための支援をします。
- 3、『ご本人』の権利と生活を守るためのネットワーク作りを積極的に進めます。
- 4、福祉を推進し、すべての人の尊厳が守られる社会の実現を目指します。

令和4年度（2022年）こだまネットの活動について

理事長 後藤 明宏

5月31日（火）定例総会を開催し、昨年度の決算、今年度の予算、事業計画等が承認されました。

昨年度は、コロナ禍においてその代替手段となるオンラインを活用し事業を行いましたが、今年度は、一步進めてウィズ・コロナの状況のもと、オンラインを活用しながらも、直接参加できる活動を少しでも増やしていきたいと思います。そうしたことから、オンラインと直接参加の併用の形で、より多くの方が事業にご参加できる工夫を検討準備しています。

今年度の事業としては、まずは例年通り、市からの委託事業として、9月13日（火）の講演会、10月よりスタートする4回の親なき後連続講座、そして個別相談会を行います。

そして、会の自主的活動も取り入れていきたいと思います。

その一つとして、「こだまネットの会員と専門職後見人との集い」を企画いたします。この企画を進めるにあたり会員の方へのアンケートを行います。専門職後見人に聞いたこと、伝えたいことなど、こだまネットへの希望などご遠慮なくご記入いただければと思います。このようにして会員と専門職後見人との接点を増やしていきます。また、試行的試みとして、親族後見人と専門職後見人との集いを行います。

今後、皆さまからのご意見を踏まえて、「成年後見制度の理解普及から具体的活用」へと歩みを進めていきたいと思います。

みなさまよろしくお願ひいたします。



通常総会（5月31日西久保コミセン）



「地域から、法人後見を考える」

井出 晃正

2000年4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行され、法人が後見人等となりうることが明文化されて以降、法人による後見人等の数は年々増加し、2021年では、法人が後見人等に就任したケースは3,355件にまで増加しています（2020年は2,820件、2019年は2,451件）。今回は、法人後見ってなんだろう、というテーマで分かりやすくまとめてみたいと思います。

法人が後見人等になるメリットってなんでしょうか？

この点、大きく分けて3つ考えられます。まず考えられるのは、『後見業務の継続性』という事です。例えば、個人で後見をする場合、人間ですから、その人が病気になったり、加齢によって業務が出来なくなる場合があります。実際、私達もここ数年、専門職後見人が加齢や病気治療により業務が継続できなくなった案件を引継ぐケースが時々あります。こういったケースは、後見人よりも被後見人の年齢が若い、知的障害者や精神障害者の案件が多いように感じます。また、ご家族が後見人となり、これまで知的・精神等の障害があるお子さんを支

援してきたが、自身も高齢となり、後見業務を法人に委ねたい、という相談も増えてきています。

法人後見の場合には、担当者が病気や怪我で業務ができなくなっても、担当者の変更や、他の職員がカバーすることで、支援を引き継ぎ、ご本人の支援に支障が出ないようにすることができます。このように、長期にわたる後見が予定されている場合には、法人後見が適しているともいえます。

法人後見のメリットとして2つ目に考えられるのは、『被後見人の多様なニーズへ対応できる』という点です。特に、多職種によって形成されている組織が行う法人後見では、様々な専門職の視点から、被後見人の多様なニーズに対応することが可能となります。例えば、法務専門職による隙の無い法的な事務支援を中心に、社会福祉士や精神保健福祉士などの身上保護に強い専門職がしっかりと連携することで、意思決定支援や、被後見人の短期・長期的な生活モデルなど、地域の様々な社会資源を組み合わせて、被後見人が安心して生活できる環境を調整していくことができます。

私達が、後見の申し立てをご家族から依頼され、ご本人とご家族に初めてお会いするときに、例えば、法務専門職と福祉専門職が二人で訪れると、「2人の人が見てくれるなんて安心しました！」と仰って下さることがあります。複数の視点があるという安心感をご本人やご家族が感じられているのかなと思っています。

法人後見のメリットとして3つ目に考えられるのは、『権利擁護の手厚さ』です。専門職同士が、お互いに支援をチェックしあったり、支援について常に議論を重ねることによって（健全な組織運営がなされていることが前提ですが）、支援の多様性が担保され、被後見人の権利擁護は手厚くなります。実際に、私達も、専門職の誰かが良い社会資源を発見した場合にはすぐに法人内で共有し、即座に他の案件でも利用できないか検討する、なんてことはよくあります。

令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。これは令和4年度から8年度の5年間について成年後見制度に対する国的基本方針ともいえます。このなかで、法人後見について記述されている箇所が目に付きます。「法人後見は長期間にわたる制度利用が想定される障害者への対応という観点から全国各地で取組を推進する必要がある」だと、「社会福祉協議会は中核機関を担う関係上、地域で社会福祉協議会以外の法人後見を育成する必要がある」、また、「複数の社会福祉法人が連携して後見を担う仕組みの検討の必要性」など、基本計画に触れられているように、国もそれを期待、推進していく「法人後見」は、今後も一定の役割を担っていくのだろうと思われます。

近年、多摩地域にも、様々な法人後見を担う組織が生まれています。後見業務は、決して簡単に答えが出る業務ではありませんが、この業務に携わる専門職は高い志を持って取り組まれている方が多いと日々感じます。地域に安定した法人後見を行う組織があることは、その地域にとって大きな社会資源になると思います。地域で法人後見を育てていくという視点も、今後さらに必要になるのかもしれませんね。

プロフィール：井出晃正（いであきまさ）

社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・行政書士、司法書士法人UNIBEST後見業務部リーダー。高齢者、障害者を含め常時約70名の法人後見を受託し多摩地域を支援している。立川社会福祉士会副会長、立川市民交流大学講師、厚労省自殺防止対策事業「心の健康相談統一ダイヤル」相談員（夜間）、瑞穂町「心の相談」専門相談員、東京精神保健福祉士協会司法SW委員会、公益社団法人成年後見支援センターhilfe会員等、多岐にわたる地域支援を行っている。

こだまネット理事を退任するにあたって

社会福祉法人武蔵野千川福祉会

常務理事 唐澤 啓一

日頃より、お世話になっております。

私が、こだまネットの運営にお説きいただいたのは、立ち上げ当初の平成26年であったと思います。母体の団体として、山彦の会様のバックアップがあり、親として、障害のある子の将来を、地域で安心して続けていただくために、必要なことは何か、といったことを、本音で議論していました。

そこで成年後見制度の中でも身上監護にあたることについては、なかなか専門家でも支援が行き渡らないという課題があることに着目し、如何に我が子の将来をみてもらうのか、そのために今できることは何か、という現実的にできることから着実にすすめてきました。一時は、こだまネットが法人後見を受けられる団体として成り立つよう取り組んだ時期もありましたが、現在、成年後見制度の啓発や、支援者への親目線での伝達事項をまとめた「バトンノート」の作成支援、成年後見に関する相談など、今の武蔵野において必要な取り組みが行われています。こうした皆様の取り組みは、親が子を想う、とても尊いものであると思いました。

こうした取り組みに関わらせていただいた時間は大変有意義でした。私自身も、こだまネットに関わらせていただいてから、成年後見制度について多く学ぶことができました。成年後見制度は、これから障害のある方の支援に欠かせない制度ですので、このたびこだまネットの役員は退任いたしますが、日々の業務において、この学びを活かして、障害のある方々をご支援していきたいと思います。

8年間、お世話になりました。誠にありがとうございました。

こだまネットへの ご支援について

① 正会員として支援

こだまネットの正会員として登録、直接活動へ協力していただきます。

正会員だけが参加できる講座等があります。

こだまネットへのご支援をお願いいたします。

支援の方法は三通りございます。

② 賛助会員として支援

こだまネットを応援する賛助会員として登録、継続的な支援をしていただきます。
賛助会員には会報、行事等のお知らせをお送りいたします。

③ 寄付をして支援

こだまネットを寄付金で支援して頂きます。お差し支えなければ、お名前を会報に掲載させていただきます。

他にも未使用の切手や葉書のご寄付も受け付けております。

ご支援をお考えの方はご一報ください。追って申込書をお送りいたします。

○皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

正会員 6,000円（入会金10,000円）

賛助会員 個人一口 1,000円（出来れば2口以上でお願い致します） 団体一口 10,000円（何口でも結構です）

facebook

<https://www.facebook.com/musashinokodamanet>

ホームページ musashinokodamanet.wixsite.com/kodama

電話 080-4343-8722 平日10時～16時

■ 三井住友銀行 三鷹支店 普通 7352945

名義 特定非営利活動法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット

■ ゆうちょ 記号 10190 番号 72277221

名義 トクヒ) むさしの成年後見サポートセンターこだまネット